

2 金融関係

(1) 金融分野の基本方針

我が国においては、その金融・資本市場が国際競争力を備えた市場となって再生することを目指し、フリー・フェア・グローバルの原則の下、国民により良い資産運用と資金調達の道を提供できるような大幅な制度の改革を実現する日本版「金融ビッグバン」が実施されている。

今後とも引き続き大胆な規制の撤廃・緩和を始めとする金融市場の改革を通じて、市場を活性化させ、利用者の利便性を向上させていくため、いまだこうした「金融ビッグバン」の趣旨に沿った改革が図られていない規制について、早急に措置を講ずる。また、急速な金融環境の変化に対し見直しが必要な規制について、引き続き規制改革を強力に推進する。

(2) 金融分野の重点事項

顧客等の利便性の向上

銀行の信託業務への参入、ノンバンク等異業種のC D・A T Mからの銀行預金の引き出し等を通じて、顧客等にとっての資産運用手段の多様化を図るとともに、新たな金融商品・サービスの選択を可能とすることにより、顧客等の利便性を向上させる。

金融市場の活性化

銀行・保険・証券等の業態間のファイアーウォール（垣根）については、金融機関の健全性に留意しつつ、引き続き見直し、異業種間の相互参入を更に促進させる。これにより、金融機関自らの創意工夫により新たに作り出される金融商品等の提供を通じて金融市場の活性化を図る。また、C Pのペーパーレス化、社債登録制度の見直し等を通じて、金融市場の効率化を促進する。

金融機関の経営効率の向上等

子会社等の業務範囲の拡大等他業禁止に係る規制の見直しなどを通じて、金融機関の再編、業務提携、分社化、業務のアウトソーシングを促進し、金融機関の経営効率の向上を図る。また、インターネット等での保険募集において、派遣社員等が活用できるよう見直しを行う等、I T化への対応をより促進する。

国際的整合性の確保

引き続き内外無差別の徹底を図るとともに、国際的整合性を図る観点から、国際的な統一ルールとして定着しつつある譲渡人住所地法の考え方を踏まえた債権流動化の基盤整備等を進める。